

こどもデータ連携の取組の推進のための調査と実証事業

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

子ども家庭庁は、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるためのデータ連携の取組を実証的に支援し、「こどもを守るための情報・データ連携の全国展開に向けた取組を推進していく」としている。

本稿では、子ども家庭庁が取り組んできた調査研究やデータ連携実証事業などについて報告するものである。

1. 子ども家庭庁の取組みの概要

こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。

このような背景から、自治体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる実証事業を実施する。また、実証事業を遂行するためのガイドラインを作成するため、調査研究を実施する。

2. ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書

本成果報告書（2024年3月）は、以下の構成をとっている。

<目次>

- 1 はじめに
- 2 背景・目的
- 3 成果取りまとめ方法
- 4 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理
- 5 早期発見に必要なデータ項目の整理
- 6 支援への接続に関する調査
- 7 ガイドライン(素案)の策定
- 8 今後のこどもデータ連携の取組に対する課題と示唆

全文は参考資料を参照して頂くとして、ここでは7. ガイドライン(素案)の策定について「ガイドライン策定に向けた課題・示唆」を掲載する。

<ガイドライン(素案)策定における課題と示唆>

「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」を作成する中で、令和6年度以降の取組に向けた課題を整理した。整理結果は「表7-1 ガイドライン策定に向けた課題・示唆」の通りである。

本業務では、こどもデータ連携の取組で検討すべき論点については一定整理できたため、令和6年度以降に向けた取組ではより地方公共団体がガイドラインを利用しやすくなるように具体的な事例を増やす、マニュアルやQA集等の補助資料を作成する等の施策を検討する必要がある。

また、「表7-1 ガイドライン策定に向けた課題・示唆」に挙げたような具体的な課題についても適宜対応していく必要があるが、特に個人情報保護やプライバシー保護に対する考え方の具体化、困難と関連があると思われるデータ項目の記載の充実化、支援実施の際のNPO等民間団体との協働、取組の評価指標の設定については、今後のこどもデータ連携の取組を推進していくにあたっては必要不可欠な論点であり、全ての要素が密接に関連しているものとなるため、ヒアリング調査や実証事業等を実施し、整理をしていくことが重要となる。

表7-1 ガイドライン策定に向けた課題・示唆

NO.	対象とする章	課題・示唆
1	共通	地方公共団体の職員がガイドラインを利用し、円滑に取組を進められるように、記載表現の変更やQA集、マニュアルの作成を検討していく必要がある。
2		地方公共団体がこどもデータ連携の取組を継続的に行っていくにあたって、研究機関や民間団体と連携することを想定し、留意点、好事例等を検討していく必要がある。
3	3章「利用するデータ項目」	基本連携データ項目の基準値の見直しや基本連携データ項目に追加すべき重要データについても調査、検討が必要である。
4		データを利用する際の基準値/閾値について、参考となる実証結果や設定の方法例等の記載を検討する必要がある。
5		利用したデータの有効性の評価や評価の結果を踏まえたデータの更新のプロセスを記載していく必要がある。
6	4章「個人情報の取扱いに係る検討」	利用目的の整理の際に他の法令の例外規定を根拠に目的外の利用・提供ができる可能性について検討の余地がある。
7		適切な情報の管理を行うため、データの保存期間及び破棄に関して、対応方針を検討していく必要がある。

8		PIA（プライバシー影響評価）や他のガイドライン等、地方公共団体が参考にできるプライバシーに関する記載を充実化していく必要がある。
9		NPO や民間団体へ個人情報の取扱いを委託する場合について、委託する業務の内容や委託先に応じて、どのような対応が必要であるかについての記載を充実化していく必要がある。
10		こどもデータ連携に関わるステークホルダの関係性を整理し、それぞれのステークホルダの関係性や責任を示していく必要がある。
11	5章「こどもデータ連携の仕組みの構築」	ネットワークやシステムの構成等、システム標準化やガバメントクラウド等の国が目指している方向性や仕様を含めて明示したうえで、標準的な例を検討していく必要がある。 特に、教育部局と首長部局のデータ連携においては地方公共団体のネットワークをまたぐ連携であること、教育部局のシステムは学習系と校務系で分かれており、教育部局間でも円滑な連携ができていないこと等、多くの課題があるため、文部科学省の教育DXやデジタル庁のシステム標準化等の動向も踏まえつつ、こどもデータ連携の仕組みをどのように標準化していくか検討していく必要がある。
12		中小規模の地方公共団体でも無理なくスモールスタートできるように、大規模なシステム構築ではなく、SaaSやクラウドシート等を利用した運用方法も検討していく必要がある。特に、システム構築を実施しない場合には、安全管理措置をどのように担保するか、情報の鮮度をいかに保つか等検討すべき観点が存在するため、ヒアリング調査や実証事業等を通して、調査を行い、情報整理を実施する必要がある。
13	7章「支援の接続」	プッシュ型・アウトリーチ型支援にほけるアプローチ方法の記載を充実化していく必要がある。
14		教育と福祉のデータ連携や支援における協働が依然として課題となっているため、連携・協働を促進していく必要がある。
15		NPO や民間団体との協働について、協働時における運用規則や対応が必要な事項の整理を行う等、協働を促進できる記載を充実化していく必要がある。
16	8章「事業効果の評価・分析」	事業効果の評価について、複数の地方公共団体で類似の取組を実施する場合や共通したデータ項目を利用する場合には、横並びでの評価を行うことが考えられるが、標準的な評価方法がなく、横並びの評価が難しいため、検討していく必要がある。



3. 成果報告書～こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～

成果報告書は以下の2つがある。

- ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書
(2024年3月 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社)
- 成果報告書～こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～
(2024年3月29日 株式会社野村総合研究所など)

本稿では、成果報告書～こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～（以下、本報告書）について報告することとする。なおここでは、本報告の「目的」と「実証14団体及び取扱テーマ」および「まとめ」にしばって報告する。本報告書の全文は参考資料を参照されたい。

<本報告書の目的>

- 地方公共団体で、こどもや家庭に関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という）の推進に向けて課題等の整理を行い、地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定するため、実証事業を実施し、その検証を取りまとめる調査研究を行う。
- 地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドライン策定に向け、採択団体と協力し以下の点を検証する。
 - ① 困難の類型（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の類型との関連性及び連携方法を明らかにする。
 - ② 潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体内で分散管理されていたデータの連携のみならず、地方公共団体外（NPO等民間団体、他の市町村・都道府県等）が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報取り扱い等について整理する。
 - ③ データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み（データを踏まえ支援の必要性に関する協議）や支援のために共有することが望まれる（支援を行う際に有用となる）データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理する。
 - ④ 上記③絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間の望ましい連携体制や課題等を整理する。
 - ⑤ 業務を通じて得られた成果・課題を、別途実施する「ガイドライン策定にむけたこどもデータ連携についての調査研究」におけるガイドライン検討会に報告しガイドライン策定に協力する。

<実証 14 団体及び取扱テーマ>

■実証 14 団体及び取扱テーマ

- 01_会津美里町（福島県） テーマ：学校不適合
- 02_美里町・川島町（埼玉県） テーマ：虐待
- 03_印西市（千葉県） テーマ：産後うつ、児童虐待
- 04_横須賀市（神奈川県） テーマ：虐待、同居者の心身における健康状態が子どもの発育にどのような影響を与えるか
- 05_開成町（神奈川県） テーマ：ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障がい
- 06_佐渡市（新潟県） テーマ：虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障がい
- 07_山形市（岐阜県） テーマ：いじめ、不登校、発達障がい、問題行動
- 08_和泉市（大阪府） テーマ：貧困、児童虐待
- 09_延岡市（宮崎県） テーマ：虐待、不登校、ヤングケアラー、貧困、産後うつ、発達障がい
- 10_戸田市（埼玉県） テーマ：不登校、貧困・虐待
- 11_昭島市（東京都） テーマ：ヤングケアラー、身体的虐待
- 12_尼崎市（兵庫県） テーマ：虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童、発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童
- 13_広島県・府中町 テーマ：虐待
- 14_福岡市（福岡県） テーマ：虐待、ヤングケアラー

<まとめ>

■データ連携を進めることの意義として考えられること

○「潜在層」の発見

- ・判定をもとに潜在層を発見することができれば、先手の取組を講じられる。
- ✓ 該当するこどもに対して何らかのアクションを起こしたいと考えていたが決め手がなく庁内検討にも進められない状況であったところ、（判定精度が良いことは前提とした場合に）こどもデータ連携での判定結果が参照できることで、その後押しをしてくれるようになるのではないかと、との意見が聞かれた。

○経年情報の「蓄積（アーカイブ）」

- ・こどもの所属機関が数年間ごとに変化する中、長きに亘る状況変化が捉えられると便利である。
- ✓ こどもが学齢期に入ると、それまでとは異なり、行政が家庭と関わりをもつことが減ってしまう。そうした中、学齢期以前の情報とそれ以降の情報が両方把握できると有用、との意見が聞かれた。

✓ 数年間にわたって同じ家庭をみていると、特定の季節に何らかのイベントが発生するなど、その家庭ごとの傾向が掴めてくる。そのため、経年で情報を蓄積していくことが、本取組の効果を高めることに繋がるだろう、との意見が聞かれた。

○「情報」の一覧性向上

・ 一元的なデータベースが実装されることで、様々な種類の「情報」の一覧性が向上するため、既存業務の効率化が図られる。

✓ これまでは、紙面情報も含めて多方面から様々な情報を都度収集する手間があったために、その対応に時間を要していたり、場合によってはおざなりにしてしまったりすることもあった。

✓ その中、情報が一箇所に集約されたことで、効率的にこどもの情報を把握し、今後の対応方針を考えられるようになって便利、との意見が聞かれた。

○＜今後の課題＞情報の「即時性」の担保

・ 本取組を持続可能な取組とするうえでは、新しい情報が把握し続けられることが重要である。

・ この点については、複数の主体に跨る情報を、自動的に・リアルタイム（に近い形）で取得・加工・統合できるか否かについて、技術面（例：三層分離の壁、RPA 技術の導入 等）及び運用面（例：各種記録のデジタル化対応、その周知・徹底 等）から検討を進めることが求められる

4. 今後の課題

私が考える今後の課題は次の2点である。

- ・ 個人情報（プライバシー情報）の取り扱い
- ・ 自治体、とりわけ市区町村の体制

(1) 個人情報（プライバシー情報）の取り扱い

まず「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書」では、「策定に向けた課題・示唆」では次のようにまとめられている（再掲）。

○ 4章 「個人情報の取扱いに係る検討」

- ・ 利用目的の整理の際に他の法令の例外規定を根拠に目的外の利用 ・提供ができる可能性について検討の余地がある。
- ・ 適切な情報の管理を行うため、データの保存期間及び破棄に関して、対応方針を検討していく必要がある。

- ・PIA（プライバシー影響評価）や他のガイドライン等、地方公共団体が参考にできるプライバシーに関する記載を充実化していく必要がある。
- ・NPO や民間団体へ個人情報の取扱いを委託する場合について、委託する業務の内容や委託先に応じて、どのような対応が必要であるかについての記載を充実化していく必要がある。
- ・子どもデータ連携に関わるステークホルダの関係性を整理し、それぞれのステークホルダの関係性や責任を示していく必要がある。

また、「成果報告書～子どもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～」では、「個人情報の適正な取扱いに係る整理」の項目で以下のような記述がある。

○ 個人情報を取扱う上で実施すべき共通事項として、ガイドライン記載事項の遵守と個人情報のデータフローを重点的に確認し、ヒアリング等を通じて各自治体にて対策を講じていることが確認できた。

■ 本実証において、各団体の個人情報の取扱いにあたっては、以下2点を共通的な検討事項として進めた。

- ・デジタル庁「実証事業ガイドライン（子どもに関する各種データの連携に係る留意点等）」に記載のある事項を網羅的に実施していること（主に自治体作成成果報告書、ヒアリングシートによる確認）
- ・個人情報がどのように流れるかを把握し、収集、保管、利用、移転、廃棄の各ポイントのリスクへの検討ができていていること

■ データ収集（地方公共団体内、地方公共団体外からのデータ連携）時には個人データの利用目的を明らかにし、目的外利用等の法的整理を精査することを必須とする。加えて自治体内における事業の方針を明示できるよう整理/対応を行うことが推奨される。

- ・地方公共団体外からのデータ連携に関しても、判断基準となるベースラインはあがるものの項目としては不足ないものとして考えられる。

■ データ活用（データ分析、要支援対象者支援のためのデータ提供）時には法的整理の実施を前提とし、市民向けの周知やプライバシー保護に関する体制や仕組みが整備されていることが事業を広く推進していくうえで必要になると評価した。

- ・プライバシー保護の観点から、PIA（プライバシー影響評価）による評価を第三者に確認してもらう取組を行った団体も見られた。

私は、「成果報告書～子どもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～」における「個人情報の適正な取扱いに係る整理」は、14団体の実証事業の中での整理であり、子ども家庭庁の「伴走支援」があった上での整理であることなどから、「ヒアリング等を通じて各自治体にて対策を講じていることが確認できた」と断言できるかどうかには疑問がある。

したがって、「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書」の「個人情報の取扱いに係る検討」でまとめられている諸点の実効性を担保していくことが重要だと考える。

(2) 自治体、とりわけ市区町村の体制

自治体、とりわけ市区町村に「こどもデータ連携」を担う体制を構築できるかどうかは大いに疑問である。子ども家庭庁は今、こども基本法第10条に位置づけられる「都道府県こども計画」と「市町村こども計画」（市町村計画は努力義務）策定に向けた「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を示している。

努力義務ではあっても「市町村こども計画」は荷が重い市町村が多いと想像でき、「こどもデータ連携」を担う体制（組織）も同様である。子ども関連施策のみならず、総じて市町村は人材不足が甚だしい。子ども家庭庁は、こうした市町村の実態を踏まえた政策を考えるべきである。

<参考資料>

■子ども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data/>

■ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書

(2024年3月 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社)

[「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」成果報告書 \(cfa.go.jp\)](#)

■成果報告書～こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～

(2024年3月29日 株式会社野村総合研究所など)

[成果報告書（こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究） \(cfa.go.jp\)](#)

■自治体こども計画策定のためのガイドライン（子ども家庭庁）

[20240524_policies_kodomo-keikaku_03.pdf \(cfa.go.jp\)](#)